

新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

### 新潟県規則第5号

新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

新潟県土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地及び優良住宅認定事務施行細則(昭和49年新潟県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ及び第6号、 <u>第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ</u> 、 <u>第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ</u> 並びに第63条第3項第5号イ及び第6号の規定に基づく認定事務に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) <b>第1条</b> この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第5号イ及び第6号、 <u>第31条の2第2項第15号ハ及び第16号ニ</u> 、 <u>第62条の3第4項第15号ハ及び第16号ニ</u> 並びに第63条第3項第5号イ及び第6号の規定に基づく認定事務に関し、必要な事項を定めるものとする。
(認定申請の手続) <b>第4条</b> 法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第14号ハ</u> 、 <u>第62条の3第4項第14号ハ</u> 又は第63条第3項第5号イの規定に基づく認定(以下「優良宅地認定」という。)を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に別記第1号様式の優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。 2～6 (略)	(認定申請の手続) <b>第4条</b> 法第28条の4第3項第5号イ、 <u>第31条の2第2項第15号ハ</u> 、 <u>第62条の3第4項第15号ハ</u> 又は第63条第3項第5号イの規定に基づく認定(以下「優良宅地認定」という。)を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に別記第1号様式の優良宅地認定申請書を知事に提出しなければならない。 2～6 (略)
(認定に基づく地位の承継) <b>第10条</b> 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第14号ハ又は <u>第62条の3第4項第14号ハ</u> の規定に基づく認定にあつては、これらの規定に規定する個人又は法人に限る。)は、第8条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について、別記第4号様式による届出書により知事に届け出てその地位を承継することができる。	(認定に基づく地位の承継) <b>第10条</b> 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者(法第31条の2第2項第15号ハ又は <u>第62条の3第4項第15号ハ</u> の規定に基づく認定にあつては、これらの規定に規定する個人又は法人に限る。)は、第8条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について、別記第4号様式による届出書により知事に届け出てその地位を承継することができる。
(認定申請の手続) <b>第12条</b> 法第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第15号ニ</u> 、 <u>第62条の3第4項第15号ニ</u> 又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定(以下「優良住宅認定」という。)を受けようとする者は、住宅の新築工事完了後に、別記第6号様式による優	(認定申請の手続) <b>第12条</b> 法第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第16号ニ</u> 、 <u>第62条の3第4項第16号ニ</u> 又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定(以下「優良住宅認定」という。)を受けようとする者は、住宅の新築工事完了後に、別記第6号様式による優

良住宅認定申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第15号ニ及び第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、工事完了前においても行うことができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証又はその写し（法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニに基づく認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合にあつては、この限りでない。）

(5)～(10) (略)

3・4 (略)

(認定申請の手続の特例)

**第13条** 住宅の新築の工事完了前に法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた者であつて、新築の工事完了後に法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定を受けようとするものは、別記第6号様式による優良住宅認定申請書に、法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) (略)

別記

第1号様式（第4条関係）

優良宅地認定申請書

租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イの規定に基づき、優良な宅地（住宅建設の用に供する優良な宅地）の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。

(略)

(略)

新潟県収入証紙貼付欄

備考 1・2 (略)

良住宅認定申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第31条の2第2項第16号ニ及び第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく認定申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、工事完了前においても行うことができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証又はその写し（法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニに基づく認定の申請を住宅の新築の工事完了前に行う場合にあつては、この限りでない。）

(5)～(10) (略)

3・4 (略)

(認定申請の手続の特例)

**第13条** 住宅の新築の工事完了前に法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく認定を受けた者であつて、新築の工事完了後に法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定を受けようとするものは、別記第6号様式による優良住宅認定申請書に、法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく認定を受けた旨及び認定番号を記載して知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) (略)

(2) 法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく認定を受けた後の設計上の変更事項等に関する書類

(3) (略)

別記

第1号様式（第4条関係）

優良宅地認定申請書

租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イの規定に基づき、優良な宅地（住宅建設の用に供する優良な宅地）の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。

(略)

(略)

新潟県収入証紙ちよう付欄

備考 1・2 (略)

3 認定申請に当たっては、申請文中該当しない部分を抹消すること。

なお、申請が法第31条の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに基づくもの以外の場合には、造成宅地の概要の欄中2については、記載しないこと。

**第2号様式（第8条関係）**

優良宅地証明申請書

租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イの規定に基づき、

年 月 日付け認定番号第 号の下記宅地造成につき、認定の内容に適合している旨の証明をしてくださるよう申請します。

(略)

**第6号様式（第12条、第13条関係）**

優良住宅認定申請書

租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。

(略)

(略)

新潟県収入証紙貼付欄

備考 1～4 (略)

5 住宅の新築事業の概要の欄中6の( )内の消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。申請が法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合については別紙2の「住宅の建築費（消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込）」の( )内の消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込の別について建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。

6 申請が法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づくもの以外の場合には、住宅新築事業の概要の欄中7及び8については、記載しないこと。

7 申請が法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合に

3 認定申請に当たっては、申請文中該当しない部分を抹消すること。

なお、申請が法第31条の2第2項第15号ハ又は第62条の3第4項第15号ハに基づくもの以外の場合には、造成宅地の概要の欄中2については、記載しないこと。

**第2号様式（第8条関係）**

優良宅地証明申請書

租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イの規定に基づき、

年 月 日付け認定番号第 号の下記宅地造成につき、認定の内容に適合している旨の証明をしてくださるよう申請します。

(略)

**第6号様式（第12条、第13条関係）**

優良住宅認定申請書

租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与する旨の認定を申請します。

(略)

(略)

新潟県収入証紙ちよう付欄

備考 1～4 (略)

5 住宅の新築事業の概要の欄中6の( )内の消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込の別については、建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。申請が法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合については別紙2の「住宅の建築費（消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込）」の( )内の消費税及び地方消費税抜・消費税及び地方消費税込の別について建築費の算定方式に応じ該当するものに○を付けること。

6 申請が法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づくもの以外の場合には、住宅新築事業の概要の欄中7及び8については、記載しないこと。

7 申請が法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニの規定に基づく一団の住宅に係るものである場合に

<p>あつては、住宅新築事業の概要の欄中1、3及び4については、当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計並びに敷地面積を記載し、それぞれの住宅については別紙2に記載すること。この場合において、同欄中5及び6については記載しないこと。</p> <p>8 申請が既に<u>法第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ</u>の規定に基づく認定を受けた住宅についての法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあつては、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。</p> <p>9 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>あつては、住宅新築事業の概要の欄中1、3及び4については、当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計並びに敷地面積を記載し、それぞれの住宅については別紙2に記載すること。この場合において、同欄中5及び6については記載しないこと。</p> <p>8 申請が既に<u>法第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ</u>の規定に基づく認定を受けた住宅についての法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあつては、その旨並びに既に受けた認定の年月日及び番号を摘要欄に記載すること。</p> <p>9 (略)</p> <p>(略)</p>
--	--

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。